

事業主の皆さまへ

令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」は
より多くの方が利用できるようになりました！

オンライン事業所年金情報サービスとは？

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

【受け取り可能な主な情報】

名称	内容
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。

オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット



連絡不要で、定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。



紙よりも早く受け取り・確認が可能

例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。



いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで確認できます。
また、担当者間での情報共有が容易になります。



簡単に電子申請が可能

被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

令和7年1月から電子証明書をお持ちの方や社会保険労務士の方も利用可能に！

○事業主の方向け

これまではGBizIDをお持ちの方のみサービスの利用が可能でしたが、電子証明書をお持ちの方もサービスの利用が可能になりました。

○社会保険労務士の方向け

社会保険労務士の方も被保険者データの受け取りが可能になりました。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法

STEP1

「GbizID」または「電子証明書」を用意します。

<GbizID>

GbizIDは無料で取得できます。
詳しくはGbizIDのホームページを
ご確認ください。



GbizID

検索

https://gbiz-id.go.jp

<電子証明書>

利用可能な電子証明書は
日本年金機構ホームページを
ご確認ください。

STEP2

e-Govへログインのうえ、マイページから[電子送達申込み]を選択します。

利用可能な
アカウントで
ログイン

e-Govマイページから
「電子送達申込み」を選択

STEP3

電子送付開始手続きの[申込み入力へ]を選択のうえ、必要な情報を入力し、提出します。

電子送付開始手続きの
「申込み入力へ」を選択

事業所整理記号・
事業所番号を入力

情報・通知書ごと
に希望を選択

GbizID以外のアカウントで
ログインした場合は提出時に
電子証明書を添付

ご利用方法等の詳細な情報は日本年金機構
ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

- 電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でもうけたまわります。
ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
※050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- 管轄の年金事務所でもお問い合わせをうけたまわります。

【お問い合わせ先】管轄の年金事務所までお問い合わせください。※年金事務所一覧は日本年金機構 HP から確認できます
(https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/kankatsu/kankatsu_chiba.html)

【ホームページ】https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html